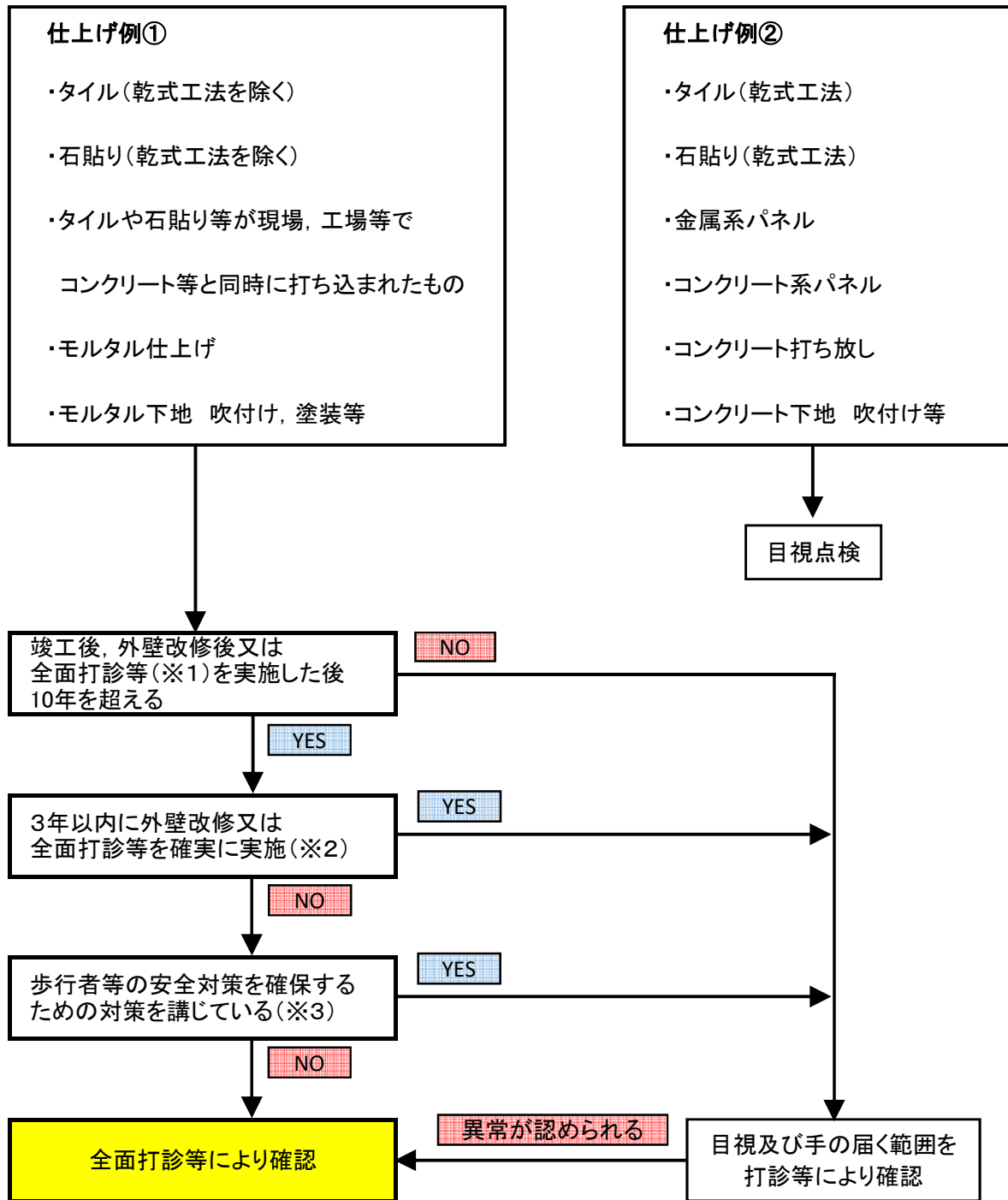


外壁仕上げ材による点検フロー

外壁仕上げ材の確認



※1 全面打診必要箇所：落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分

※2 維持保全計画等において外壁改修又は全面打診等の時期が明確で、これまでも当該維持保全計画等に従って外壁改修又は全面打診等が行われている場合等に限る。

※3 外壁直下における落下防護ネットの設置、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分への立入を防ぐバリケードの設置等の対策が講じられている場合等に限る。ただし、これらの対策は応急的なものであるため早期に全面打診等の実施により安全を確認し、必要に応じて外壁改修又は壁面直下における鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、ひさし等）の設置等の措置を講ずること。

■「目視及び部分打診」と「落下により歩行者等に危害を加える部分についての全面打診等」の間隔の一例

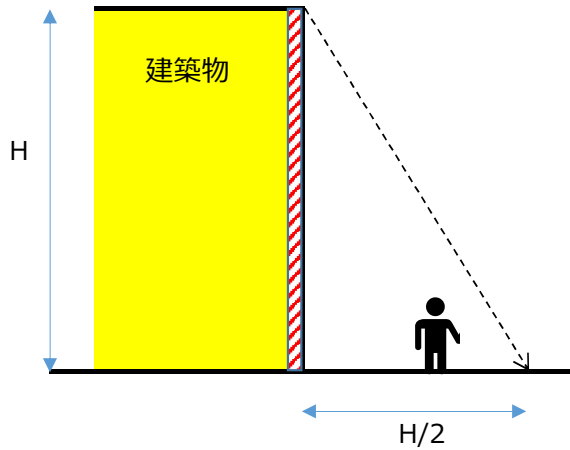
	報告 周期	竣工後の年数経過																		備 考							
		0 ～ 8 年	9 年	1 0 年	1 1 年	1 2 年	1 3 年	1 4 年	1 5 年	1 6 年	1 7 年	1 8 年	1 9 年	2 0 年	2 1 年	2 2 年	2 3 年	2 4 年	2 5 年		2 6 年						
例 1	3 年 毎	6 年 目 の 目 視 及 び 定 期 調 査 時 に	☆			★				☆										☆							12年目に全面打診等が行われている場合、全面打診等の後10年を超える24年目には全面打診等が必要
例 2		☆				☆	外 壁 改 修				☆										☆					★	13年目に外壁改修の予定が確実であれば、12年目での全面打診等は不要。また、外壁改修後10年を超える24年目には全面打診等が必要

凡例 ☆： 定期調査（目視及び部分打診，ただし異常が認められた場合は全面打診等）

★： 定期調査（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分についての全面打診等）

■ 落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分

1) 落下物防御施設のない場合



 : 全面打診が必要な外壁部分

壁面高さの概ね2分の1の
水平面内に、道路、敷地内
通路等を有する部分

2) 落下物防御施設、植え込み等のある場合

 : 全面打診が必要な外壁部分

壁面直下に庇、屋根等の落下
物防御施設、又は植え込み等
により完全に遮られ災害の危険が
無いと判断される部分を除く

